

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
(株) 内田工業	小美玉市倉数 869-1	2-007832

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和3年 6月 4日 ~ 令和4年 6月 3日 (12ヶ月)

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事等

4. 事実概要

上記の業者の使用人が、小美玉市職員に賄賂を供与したとして、令和3年5月31日、贈賄の容疑で茨城県警に逮捕された。

5. 指名停止理由

上記の業者の使用人が、小美玉市職員に賄賂を供与したとして、令和3年5月31日、贈賄の容疑で逮捕されたことは、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2第2号イに該当する。

<指名停止等措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
別表第2 (贈賄) 2 次のア、イに掲げる者が茨城県内の県以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア (略) イ 使用人【逮捕又は公訴を知った日から12ヶ月以上15ヶ月以内】	逮捕又は公訴を知った日から 12ヶ月～15ヶ月

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)